

第6章

動物管理センター（施設）のあり方

1 位置づけ

1-1 既存施設の概要

動物管理センターは、八軒本所と福移支所の2所体制で運営しています。

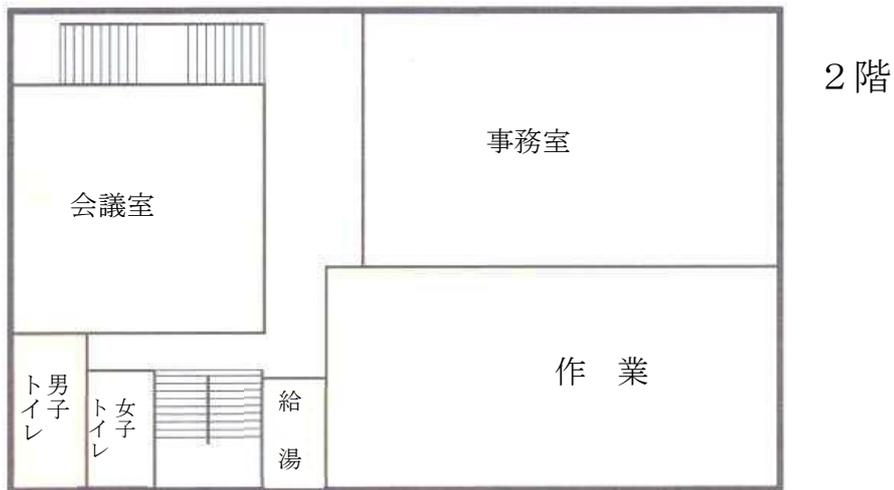
●八軒本所(西区八軒9条東5丁目1-31)

【開設】昭和46年（昭和60年庁舎改築）

【所掌業務】事務管理、犬の捕獲、動物の飼育に関する苦情対応など

敷地面積	2,300 m ²
建築床面積	713 m ²
事務室	96 m ²
会議室	56 m ²
車庫	150 m ²
その他	411 m ²



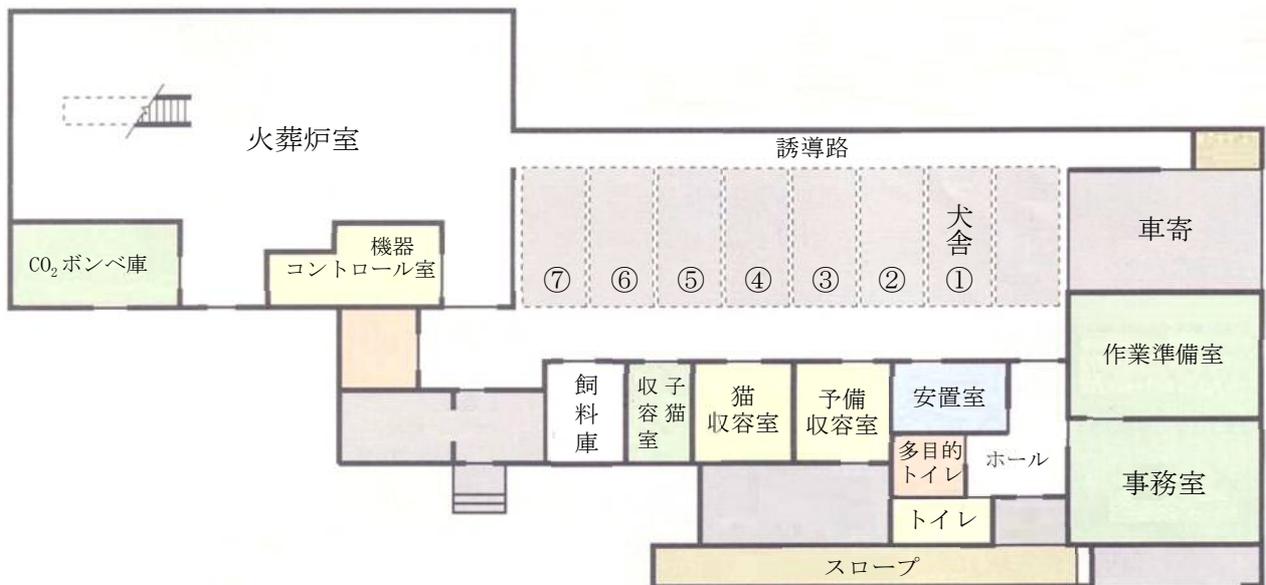


●福移支所(北区篠路町福移156番地)

【開設】平成13年

【所掌業務】動物の収容・管理・譲渡・殺処分、ペットの火葬など

敷地面積	9,917 m ²
建築床面積	483 m ²
事務室	26 m ²
動物管理部門	201 m ²
火葬炉室	157 m ²
その他	99 m ²



1-2 (仮称) 動物愛護センターとしての機能強化の必要性

近年、都市化の進展や少子高齢化の流れの中で、ペットの飼養に関する志向が広がり、飼い主におけるペットの重要性が高まっている一方で、動物の虐待や不適正な飼養による問題が顕在化してきている状況があります。このような状況を踏まえて、ペットの飼養をより適正なものにすることにより、人と動物のより良い関係づくりを進めること、及びそのことを通じて生命尊重、友愛等の情操面の豊かさを実現していくことが社会的に求められています。これらを背景に平成25年には、終生飼養が明文化されるなど、動愛法が大幅に改正されており、自治体もこれに対応して、より一層、動物愛護に関する取組を推進する必要があります。

また、札幌市では、平成27年に6万人の署名による陳情が提出され、様々な年代の人が利用できる市民の交流の場となるような、動物の愛護や福祉を通じて子どもたちに「命の教育」ができる札幌市動物愛護センターの新設が求められ、平成28年市議会において全会一致で採択されています。

さらに、動物愛護管理推進計画の策定を諮問した動物愛護管理推進協議会においても、陳情採択が重く受け止められ、全委員一致で動物愛護センター新設の必要があると考え、「①機能の集約と利便性の向上、②市民交流・動物愛護部門の創設、③動物保護管理部門の拡充に配慮した動物愛護センターの新設が必要である」との答申が出されています。なお、この答申では、殺処分機・火葬設備は、イメージが暗く動物愛護を推進する施設からは除くべきとの指摘もされています。

これらの社会情勢、法改正、陳情の採択、答申の内容などを踏まえ、これからの動物愛護管理行政を推進するため、現在の施設を(仮称)動物愛護センターとして機能強化することが必要と考えます。

1-3 現在の動物管理センター（施設）が抱える課題

（仮称）動物愛護センターとしての機能強化の必要性を踏まえ、現在の動物管理センター（施設）が抱える現状の課題について、下記のとおり整理しました。

施策	課題
子どもに対する動物愛護の普及啓発・教育	<ul style="list-style-type: none">・幼少期からの動物愛護精神の涵養のため、動物のふれあい体験、職業体験などを行う活動スペースを確保し、十分な普及啓発を実施することが必要である・子どもへの動物愛護教育として「命の教育」やペットの適正飼育に係る教育などを進める必要がある
家庭動物の適正管理の指導・相談	<ul style="list-style-type: none">・飼い主に対する適正飼養指導のため、動物のしつけ・訓練体験等を行う対応スペース、譲渡相性確認、個別相談を行うスペースを確保し、十分な相談対応や譲渡前確認を行う必要がある
収容動物の健康安全・福祉向上	<ul style="list-style-type: none">・収容動物の健康状態を良好に保つことで積極的に譲渡へつなげるため、検疫や隔離を行う設備を確保し、感染症対策等を進める必要がある・収容期間の長期化による収容動物のストレス緩和のため、適度な運動を行えるスペースを確保する必要である
殺処分ゼロの推進	<ul style="list-style-type: none">・収容頭数の増加、収容期間の長期化やそれに伴う施設の狭あい化に対応する必要がある・収容動物を人に馴化させるスペースを確保し、すみやかな譲渡につなげる必要がある

1-4 位置づけ

基本構想では、行政の役割として、動物愛護管理についての普及啓発、市民および事業者等の学習機会の提供、動物愛護教育の推進、人材の育成、関係団体等との連携を担うこととしています。さらに、災害時の対応体制の構築も必要となっています。

また、陳情や答申等において、新たな（仮称）動物愛護センターは、動物の愛護と福祉に配慮した施設、市民が気軽に立ち寄り交流の場となる施設、市民が行政に参加・協力しやすい施設となることが求められています。

そこで、札幌市では、課題解決に向けて、動物管理センターを機能強化し、（仮称）動物愛護センターを以下のように位置づけます。

【（仮称）動物愛護センターの位置づけ】

- （1）動物愛護教育の中心となる施設
- （2）適正飼育に関する普及啓発の拠点となる施設
- （3）動物関係団体等との連携による活動を推進する施設
- （4）市民が集い、共に学習・交流することを推進する施設
- （5）保護収容動物の適正な管理と譲渡を推進する施設
- （6）災害時の動物への対応を推進する施設

1-5 整備目的

（仮称）動物愛護センターは、市民の動物の愛護と適正な管理についての関心と理解を深め、「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現を目指して設置・運営するものです。

2 (仮称) 動物愛護センター(施設)の必要な機能

施策を効果的に推進するため、動物管理センターの機能を強化した(仮称)動物愛護センターを整備します。

その機能強化の内容は、以下のとおりです。

2-1 動物管理センター機能の集約と利便性の向上

業務の効率化及び市民の利便性向上のため、現在、八軒本所(西区八軒9条東5丁目)と福移支所(北区篠路町福移)の2つに分散している事務管理部門と動物保護管理部門を、市民が利用しやすい場所において集約化を行い、効率化を図ります。これによって、さらに新たな事業に取り組んでいくこととし、集約した施設には、動物愛護部門を創設します。

なお、福移支所の火葬施設については、収容中に死亡した動物、環境局の路上等の動物死体を衛生的かつ低廉に処理する必要があり、また、市民のペット火葬のニーズが相当数あることから、従前どおり運用し、将来の建物更新時までには施設のあり方を検討していきます。

2-2 動物愛護部門の創設

動物愛護精神の涵養や動物の適正管理の推進のため、市民が動物を学び、感じ、意見を交わす動物愛護部門を創設します。

【動物愛護部門における必要機能】

必要な機能	諸室例
市民の学習・交流	多目的室（会議室）
イベント・セミナー（ふれあい・動物同伴可）	
普及・啓発物の作成等、ボランティア等の市民活動	
犬猫の放棄に関する相談・指導、新たに譲渡を受け取る方の指導	個別相談スペース（譲渡相性確認スペース）

2-3 動物保護管理部門の充実

保護収容動物の適正な環境整備と譲渡を促進するため、動物保護管理部門の充実を図ります。

【動物保護管理部門における基本的な必要機能】

必要な機能	諸室例
犬猫の収容（原則、個別収容、犬猫転用可能） 収容犬の運動、訓練	収容室（犬・猫） 収容犬運動スペース（屋外を含む）
感染症、譲渡適正の判断、感染症動物の収容、 狂犬病の鑑定、けがや病気の動物の収容	検疫室（犬・猫） 隔離室（犬・猫） 負傷動物室（犬・猫）

不妊手術等、収容動物の診察・検査・薬品保管 収容動物の収容確認、治療・トリミング等	処置室（手術室・検査室・トリミング室含む）
ケージや器具の洗浄・消毒・薬品保管 飼料保管	洗浄・消毒室、飼料庫
犬猫の搬送対応、緊急用務等	車庫スペース

3 (仮称)動物愛護センターの整備に向けて

3-1 動物愛護施策推進上の必要な視点

動物愛護センターは、その整備目的や機能、特性等を踏まえ、次のような視点に配慮する必要があります。

【立地条件上の視点】

(1) 周辺環境等

- ・収容動物のストレス軽減や感染症の侵入・蔓延防止
- ・動物の鳴き声等の音や臭い等による周辺環境への影響

(2) 市民の利用

- ・子どもから高齢者まで広く市民が利用できる、公共交通機関による来所、車による来所が可能であることなどの交通のアクセシビリティ

(3) 機動性の確保

- ・相談・対応業務等の市民ニーズへの的確な対応、市全域における現場対応に向けた機動性の確保

【施策展開上の視点】

(4) 関係機関との連携

- ・獣医師会や獣医系大学などの関係機関との連携

(5) 人と動物、環境負荷低減への配慮

- 利用者や動物に優しいユニバーサルデザインの採用に配慮するとともに、環境負荷低減配慮型の施設づくり

3-2 今後の流れ

以上のような（仮称）札幌市動物愛護センターとしての機能強化を実現するため、今後、必要な各種の調査等を実施し、八軒本所の施設の活用を含め、施設規模、設置場所について諸条件を整理するほか、効率的な施設の維持・管理、運営など、総合的に検討していきます。